

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年5月19日	
【会社名】	Zホールディングス株式会社	
【英訳名】	Z Holdings Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川邊 健太郎	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6779)4900	
【事務連絡者氏名】	法務統括部 統括部長 妹尾 正仁	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6779)4900	
【事務連絡者氏名】	法務統括部 統括部長 妹尾 正仁	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	488,287,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月18日に提出した有価証券届出書の記載内容について、当社が2019年7月10日に提出した自己株券買付状況報告書（報告期間 2019年6月1日から 2019年6月30日まで）及び2020年度3月期連結会計年度（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）の業績の概要を添付資料として追加し、併せて記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付資料の追加）

自己株券買付状況報告書

2020年度3月期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日まで）の業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 3 【臨時報告書】

(訂正前)

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年5月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2019年6月21日 関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年5月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書 2019年6月27日 関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年5月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書 2019年11月18日 関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年5月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づく臨時報告書 2019年12月25日 関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2020年5月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2020年3月23日 関東財務局長に提出

(訂正後)

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2019年6月21日 関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書 2019年6月27日 関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書 2019年11月18日 関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づく臨時報告書 2019年12月25日 関東財務局長に提出
- (5) 1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2020年3月23日 関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(3(4)の臨時報告書の訂正報告書) 2020年1月31日 関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正されたものを含み、以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年5月18日)までの間において生じた変更その他の事由は以下の通りであります。

以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

<後略>

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正されたものを含み、以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年5月19日)までの間において生じた変更その他の事由は以下の通りであります。

以下の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

<後略>